

飲酒運転をやめよう!

飲酒運転をすれば事故を起すことは、はつきりしています。

酒は注意力、スピード感をにぶらせ誤った動作をさせます。県では11月1日交通安全県を宣言し、飲酒運転追放運動を実施し、スローガンとして、運転するときは酒を飲まない酒をすすめない、飲んだときは運転しないの3テーマを掲げました。

12月のメモ

- 1日 秋期点検
- 4日 青年学級
- 5日 選挙管理委員会
- 6日 道徳教育研究集会
- 10日 麻生町教育行政懇談会
- 13日 移動図書館
- 15日 婦人会研修会
- 18日 民生委員協議会
- 20日 議会、青年学級
- 25日 青年学級 御用納め
- 28日



昭和43年12月15日 オ168号 (毎月15日発行)

町報

あそ

麻生町1561-9 電話(代)420番

役場蔵所 幸印 生沼町 小麻印 発行所

行印 発行所

行印 発行所

町の数字 (11月30日現在)

男	女	計	世帯数
8,799人	9,314人	18,113人	3,772戸

麻生町の有権者数 (12月1日現在)

男	女	計
5,636	6,270	11,906

農業者年金制度の実現を

老後の生活の安定のため

農業の生産を拡大し豊かな農家をつくるためには、いろいろな活動を展開しなければなりませんが、まず早急に解決しなければならないことは、「農業者の老後の生活を安定」させ、希望と夢のある農村をつくりあげることです。農村を安心してくることでしょう。

農業団体は数年前からこのことを政府に要求し続けてきましたが、ようやく国においても「農民にも恩給を出すべきだ」と考え研究をし始めた。これを機会に農業者も一般サラリーマンと同じように恩給の貰える制度を新しくつくるための全国的な大運動を展開しています。麻生町でも、みな様の協力を得て、麻生町農業者年金確立対策協議会を結成して、この運動を実施しております。一日も早く制度を確立いたしましょう。

農業者が要求する

一、老後生活安定のための農業者老令給付

農業者全員とするが但し一種農家の経営主とその後継者は当然加入とし、それ以外の農業者は任意とする。

2、掛け金 現行国民年金の掛け金程度とし、国庫負担分を多くして加入者負担を最少限とする

3、給付額 通常二五年掛けて六〇才から月額二万円以上支給、但し制度が発足すれば支給も開始する。なお将来は物価上昇に併せてスライドさせること。万一死亡の場合には配偶者に七割を給付する。

4、高年令者の救済措置は、経過措置として過去三五年以上の農従事者に対するもの。

議会だより

第一回麻生町臨時議会は、一月二二日午後一時から開かれ、原案どおり可決されました。

●専決報告 昭和四三年度麻生町の国保特別会計補正予算、療養給付費中診療報酬と療養費の療養現金給付に不足を生じたので、専決処分にしました。歳入歳出予算の総額にそれぞれ、三〇八万円を増額しました。

○議案 職員団体の業務に専

国保診療所を建設

従する職員に関する条例を廃止する条例

○議案 麻生町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

○議案 麻生町営住宅設置条例の一部を改正する条例

○議案 領主の職務に専念する義務の特例に関する条例

2、期間は老令給付が開始されると、それが要求のあら筋です。

運動を盛り上げるため、みんなが積極的な参加とご協力をおねがいします。

以上が要求のあら筋です。

